

## 都市公園法

### 1. 案内情報

- 手続名 : 都市公園の公園管理者以外の者の公園施設の設置又は管理許可申請及び変更申請手続  
都市公園予定地の公園管理者以外の者の公園施設の設置又は管理許可申請及び変更申請手続
- 手続根拠 : ・都市公園法第5条  
・都市公園法第23条第3項
- 手続対象者 : 都市公園(予定地)において公園施設を設け、又は管理しようとする公園管理者以外の者及び許可を受けた事項を変更しようとする者
- 提出時期 : 都市公園(予定地)において、公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理しようとするとき及び許可を受けた事項を変更しようとするとき
- 提出方法 : 都市公園法第5条第2項に定める申請書を作成し、当該都市公園を管理する地方整備局工事事務所又は出張所等へ提出して下さい。
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせ下さい。
- 申請書様式 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせ下さい。
- 記載要領・記載例 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

- 提出先 : 当該都市公園を管理する地方整備局工事事務所又は出張所等
- 受付時間 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせ下さい。
- 相談窓口 :
- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 北海道開発局事業振興部都市住宅課   | 011-709-2311(代) |
| 東北地方整備局建政部都市・住宅整備課 | 022-225-2171(代) |
| 関東地方整備局建政部都市整備課    | 048-601-3151(代) |
| 北陸地方整備局建政部都市・住宅整備課 | 025-266-1171(代) |
| 中部地方整備局建政部都市整備課    | 052-211-6502(代) |
| 近畿地方整備局建政部都市整備課    | 06-6942-1141(代) |
| 中国地方整備局建政部都市・住宅整備課 | 082-227-1066(代) |
| 四国地方整備局建政部都市・住宅整備課 | 087-851-8061(代) |
| 九州地方整備局建政部都市・住宅整備課 | 092-471-6331(代) |
| 沖縄総合事務局開発建設部公園調整官室 | 098-866-0031(代) |

### 3. 手続情報

- 審査基準 : 都市公園法第5条
- 標準処理期間 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせ下さい。
- 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による